

## 交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、交通死亡事故が一定期間に連続的、集中的に発生した場合に、交通死亡事故多発非常事態宣言等（以下「非常事態宣言等」という。）を発令して、地域住民の交通安全意識を喚起するとともに、県、市町村、警察及び関係機関等（以下「推進機関等」という。）が相互に協力して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故の発生を抑止することを目的とする。

### (非常事態宣言等の種別及び名称)

第2 非常事態宣言等の種別及び名称は、次のとおりとする。

- (1) 交通死亡事故多発非常事態宣言（以下「非常事態宣言」という。）  
県内全域を対象として発令
- (2) 交通死亡事故多発県内警報（以下「県内警報」という。）  
県内全域を対象として発令
- (3) 交通死亡事故多発〇〇地域警報（以下「地域警報」という。）  
各地域を対象として発令（ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）

### (発令者)

第3 非常事態宣言等の発令者は、岐阜県交通安全対策協議会長（以下「会長」という。）とする。

### (発令基準等)

第4 別表1に定める基準に達した場合には、会長は、警察本部長と協議の上、必要があると認めるとき、非常事態宣言、県内警報及び地域警報を発令することができる。ただし、地域警報の発令については、それぞれの県事務所長（岐阜地域においては環境生活部長。以下同じ。）及び警察署長の意見を聴くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、交通事故の発生状況等から必要があると認めるときは、警察本部長と協議の上、県内警報及び地域警報を発令することができる。ただし、地域警報の発令については、関係する県事務所長及び警察署長の意見を聴くものとする。

### (発令期間)

第5 非常事態宣言等の発令期間は、次のとおりとする。

- (1) 非常事態宣言  
その都度決定する。
  - (2) 県内警報  
発令の日から起算して概ね15日間とする。
  - (3) 地域警報  
発令の日から起算して概ね10日間とする。
- 2 会長は、非常事態宣言等発令後、交通死亡事故が継続して多発傾向にある場合は、その期間を

延長することができる。

(交通死亡事故多発情報の発信)

第6 会長は、県内警報を発令する事態が予測される場合には、推進機関等に対し、交通死亡事故多発情報を発信することができる。

2 交通死亡事故多発情報を受けた推進機関等は、県内警報の発令に備え、事故防止対策の準備を速やかに行うものとする。

(発令に伴う推進事項)

第7 非常事態宣言等が発令された場合には、別表2の推進事項に基づき各種交通事故防止対策を推進するものとする。

2 推進機関等は、非常事態宣言、県内警報及び地域警報の発令に備え、それぞれ具体的に推進すべき事項について、別表2に基づき、あらかじめ策定しておくものとする。

(要綱の改正)

第8 この要綱の改正は、岐阜県交通安全対策協議会に諮らなければならない。

ただし、第4に規定する別表1のうち非常事態宣言等の発令基準となる交通事故死者数及び第7に規定する別表2の改正についてはこの限りでない。

(運用)

第9 この要綱の運用要領は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第4関係）

○基準

種 別	内 容
非常事態宣言	県内警報発令によっても効果が現れず、更に厳しい状況となったとき
県内警報	下記のいずれかに該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通死亡事故が、1週間連続して発生したとき</li> <li>・ 2以上の地域において、地域警報が発令されたとき</li> <li>・ 1カ月の県内交通事故死者数が10人に達したとき</li> </ul>
地域警報	1カ月の交通事故死者数が下記の基準に達した場合
岐阜	6人
西濃・揖斐	4人
中濃・可茂	4人
東濃・恵那	3人
飛騨	3人

別表2（第7関係）

○推進事項

推進機関	推進事項	主な推進内容
県	岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体に対する周知	・ 県交通安全対策協議会実施機関・団体に対する交通安全活動の要請
	広報活動	・ 道路情報板による広報 ・ 庁内放送、各種会議、講習会による広報 ・ 報道機関への協力要請
	街頭活動	・ 関係機関・団体及び地域交通安全組織との連携による街頭活動の強化
	事故現場付近の調査・点検	・ 関係機関による事故現場付近の調査・点検
県事務所、 環境生活部	広報活動	・ 広報車による広報 ・ 庁内放送、各種会議、講習会による広報 ・ 管内現地機関への広報活動の要請
	街頭活動	・ 関係機関・団体及び地域交通安全組織との連携による街頭活動の強化
市町村	交通安全対策推	・ 市町村交通安全対策協議会推進組織の機関・団体に対する

	進組織に対する周知	交通安全活動の要請
	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報車、有線放送等による広報</li> <li>・ 庁内放送、各種会議、講習会による広報</li> </ul>
	街頭活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関・団体及び地域交通安全組織との連携による街頭活動の強化</li> </ul>
警察	事故分析資料等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報道機関及び関係機関・団体に対する交通事故分析資料の提供</li> </ul>
	街頭活動等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故実態にあった交通指導取締り</li> <li>・ 街頭指導活動の強化</li> </ul>
	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通情報板等による広報</li> <li>・ 運転免許更新時等による広報</li> </ul>
県教育委員会	交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学級活動、ホームルームによる児童生徒に対する交通事故防止の指導</li> <li>・ 教職員、PTA組織等による登下校時を中心とした交通指導の強化</li> </ul>
運輸支局	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運送事業者等に対する周知徹底</li> <li>・ 各種会議、講習会等での一口広報</li> </ul>
道路管理者	交通安全施設の点検・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故多発箇所の現状調査及び交通安全施設の点検整備</li> </ul>
	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路情報提供装置による広報</li> </ul>
交通安全協会	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙による広報</li> <li>・ 窓口における一口広報</li> </ul>
	街頭活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要道路、交通事故多発箇所での街頭活動</li> </ul>
安全運転管理部会	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所での朝礼、点検時における周知徹底</li> </ul>
	教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所運転者に対する安全運転指導の推進</li> </ul>
バス、タクシー、トラック協会	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所に対する交通安全広報の徹底</li> <li>・ バス等における車内放送の実施</li> </ul>
	教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所における安全運転指導の推進</li> </ul>
その他の関係機関・団体	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傘下組織に対する周知徹底</li> <li>・ 各種会議、講習会等における広報</li> </ul>
	街頭活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通安全活動への積極参加</li> </ul>